

子育第3040号
令和3年12月17日

保育施設等設置者・管理者様

大阪府福祉部子ども室長
(公印省略)

児童福祉施設等における防災訓練の実施及び非常災害対策計画の策定・見直しについて

日頃より、本府の福祉行政に格別のご支援、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

近年、全国的に台風・集中豪雨などの自然災害が相次いでおり、大阪でも平成30年6月に大阪府北部を震源とするマグニチュード6.1の大地震が発生し、府内に甚大な被害をもたらしたところです。また、社会福祉施設等においても、令和2年7月豪雨により、熊本県球磨村の特別養護老人ホームにおいて、多数の入所者が亡くなるという痛ましい被害がありました。

児童福祉施設等においては、自力避難が困難な乳幼児等も利用していることから、利用児童等の安全を確保するため、水害・土砂災害を含む各種災害に備えた十分な対策を講じる必要があります。

これまでも、国の事務連絡等に基づき、非常災害対策に万全を期するようご対応いただいているところですが、引き続き、定期的な避難訓練の実施や非常災害対策計画の見直しを行っていただくとともに、あらためて児童福祉施設等の非常災害対策及び利用児童等の安全確保に努めていただくようお願いいたします。

さらに、1月17日の「防災とボランティアの日」などの機会を捉え、防災訓練の実施及び非常災害対策計画の策定・見直しに取り組んでいただき、利用者の安全確保や防災意識の高揚に努めていただきますようお願いいたします。

また、業務継続計画（BCP）の作成についてもご検討いただきますようお願いいたします。

【問い合わせ先】

大阪府福祉部子ども室子育て支援課

認定こども園・保育グループ 佐藤・北村

電話：06-6944-6678

メール：kosodateshien-g03@sbox.pref.osaka.lg.jp

(別紙)

(参考1) 国の事務連絡等

- ・「児童福祉施設等における非常災害対策計画の作成及び避難訓練の実施状況の点検及び指導・助言について」(令和2年7月27日子保発0727第1号、子子発0727第1号、子家発0727第1号、子母発0727第1号)
- ・「児童福祉施設における防災計画作成指針」(平成25年1月石川県健康福祉部少子化対策監室)

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kosodate/bousai/manual.html>

(参考2) 非常災害対策計画の策定と避難訓練の実施／大阪府

<https://www.pref.osaka.lg.jp/fukushisomu/saigaisonaehijyosaigaitaisaku.html>

(参考3) 非常災害対策計画の具体的な項目例

- ・社会福祉施設等の立地条件(地形等)
- ・災害に関する情報の入手方法(「避難準備情報」等の情報の入手方法の確認等)
- ・災害時の連絡先及び通信手段の確認(自治体、家族、職員等)
- ・避難を開始する時期、判断基準(「避難準備情報発令」時等)
- ・避難場所(市町村が指定する避難場所、施設内の安全なスペース等)
- ・避難経路(避難場所までのルート(複数、所要時間等))
- ・避難方法(利用者ごとの避難方法(車いす、徒歩等)等)
- ・災害時の人員体制、指揮系統災害時の参集方法、役割分担、避難に必要な職員数等)
- ・関係機関との連携体制等